

令和4年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(基金の運用実績)

(単位：千円)

事業区分	基金の保有区分	令和4年度当初保管額	運用益繰入額	令和4年度支出済額	令和4年度年度末保管額	今後の支出予定額	保有割合
中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業	金融機関への預金	22,889,712	25,403	174,958	22,740,157	22,740,157	1.00
	地方債	12,000,000	0	0	12,000,000	12,000,000	1.00
合計		34,889,712	25,403	174,958	34,740,157	34,740,157	

※ 本表は基金の保有区分ごとに記載すること。

※ 基金の保有区分は、実施要領第3の1で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること。

※ 運用益繰入金は、当該年度に基金の運用によって生じた果実の金額を記載すること。

※ 支出済額は、当該年度内に支出負担行為を行い、出納整理期間に支出をしたものを含む。ただし、当該年度に債務負担行為のみを行ったものについては含まない。

※ 保有割合は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）に従い算出すること。（通常の取崩し型事業であれば、「平成〇年度末保管額／今後の支出予定額」により算出すること。）

令和4年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(基金事業の結果)

事業名	事業 実施主体	事業経費 (千円)						目標	目標達成度・評価	事業結果 (事業目的・内容・完了期日、 経費の使用法・内訳を含む。)
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金交付事業	福島県双葉町	(予算額) 103,327 (補正後) 74,204	74,204	0	0	103,327	74,204	中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援する。	補助金交付のための電算システムの構築、コールセンター運営等の実施、上記のための進捗管理を行い、町民に補助金を交付し、生活再建等の支援に資することができたことから、目標を概ね達成することができたと認められる。	①中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金交付事業 【目的】 中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援することを目的とする。 【内容】 上記目的の達成のため、平成23年3月11日時点で住民登録があり、補助を受けようとする経費を支出する年度の4月1日に生存している住民の方に、一人あたり10万円/年(世帯に対象者が複数いる場合は、一世帯あたりその人数を乗じた金額)を上限として、補助金を交付する。 (要綱第4条第1項第一～四号) ふるさととの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上のための事業、風評被害緩和対策事業、人材育成・就業支援事業 【完了期日】 令和5年3月31日 【事業費】 24,973 千円

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。）
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
									<p>②中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金交付事業業務委託</p> <p>【目的】 中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町の町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援するための上記①の事業を運営することを目的とする。</p> <p>【内容】 上記目的達成のため、補助上限金額等の管理のための電算システムの保守管理及び運営、手続等を説明した冊子等の発送業務、並びにコールセンター及び相談窓口の運営を包括的に委託し、円滑に事業を執行する。 (要綱第4条第1項第一～四号) ふるさととの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上のための事業、風評被害緩和対策事業、人材育成・就業支援事業</p> <p>【完了期日】 令和5年3月31日</p> <p>【事業費】 49,231 千円</p>	

事業名	事業実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 (事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。)
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
企業立地に係る奨励金交付事業	福島県双葉町	(予算額) 13,100 (補正後) 3,532	3,532	0	0	13,100	3,532	中間貯蔵施設が整備される影響を緩和するとともに、町の復旧・復興の重要施策である「新たな産業・雇用の創出」の推進のため、中間貯蔵施設に隣接する「中野地区復興産業拠点」を中心に、町内において事業再開、新たに立地する事業者を支援し、確固たる産業基盤の形成・振興、地元住民の雇用機会の拡大等に資する。	年度内に操業を開始し、交付申請のあった3事業者に対して操業奨励金(基礎奨励金)を交付し、「中野地区復興産業拠点」において事業再開した事業者や新たに立地した事業者の、産業基盤形成・振興や地元住民の雇用機会の拡大を図ることができた。	<p>企業立地に係る奨励金交付事業</p> <p>【目的】</p> <p>中間貯蔵施設が整備される影響を緩和するとともに、町の復旧・復興の重要施策である「新たな産業・雇用の創出」の推進することを目的に、中間貯蔵施設に隣接する「中野地区復興産業拠点」を中心に、町内において事業再開、新たに立地する事業者に対して、確固たる産業基盤の形成・振興、地元住民の雇用機会の拡大等のための支援事業を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>双葉町内において事業再開する事業者、新たに事業を開始する事業者に対して、立地する事業所等の床面積、及び雇用する地元従業員の人数に応じて、奨励金を交付する。</p> <p>○操業奨励金：＜基礎奨励金＞ 事業所等の床面積×1,000円/㎡ ＜特別奨励金＞ 事業所等の床面積×9,000円/㎡ (「特別奨励金」については、福島イノベーションコースト構想に掲げる分野等要件を満たす場合に限る。)</p> <p>○雇用促進奨励金：町に住民登録のある従業員1人あたり10万円 (令和4年度末までに町内において事業再開、新たに立地する事業者で、「平成23年3月11日時点で町に住民登録のあった者」を継続雇用した場合、当該従業員1人あたり30万円とする。)</p> <p>(要綱第4条第1項第六号 企業導入・産業活性化事業</p>

事業名	事業実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。）
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
										【完了期日】 令和5年3月31日 【事業費】 3,532 千円
産業交流センター維持運営事業	福島県双葉町	(予算額) 92,957 (補正後) 85,433	85,433	0	0	92,957	85,433	中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、「双葉町産業交流センター」の維持管理を適切に行うことにより、利用者の利便性向上に資するよう、効率的かつ適切な維持管理を図る。	指定管理者による施設管理等を通じて利用者サービスの向上と効率的・適切な維持運営を図り、町復興のさきがけとして、地域経済の活性化を図ることができた。	産業交流センター維持運営事業 【目的】 中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、町復興の先がけとして、就業者、来訪者、町民を総合的にサポートし、地域経済の活性化等を図るために町が整備した「双葉町産業交流センター」を効率的かつ適切に維持管理することを目的とする。 【内容】 上記の目的を達成するため、利用者サービスの向上と効率的かつ適切な維持運営を図るため、地方自治法に基づき指定管理者による施設管理及び施設共用部の光熱水に係る費用に充当する。 （要綱第4条第1項第五号） 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等事業 【完了期日】 令和5年3月31日 【事業費】 85,433 千円

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。）
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
産業交流センター商業施設雇用補助金事業	福島県双葉町	(予算額) 14,256 (補正後) 6,788	6,788	0	0	14,256	6,788	中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町産業交流センター内の商業施設を安定的・長期的に運営することで、一時帰宅する町民、就業者の利便性向上に資する。	双葉町産業交流センター商業施設を運営する5事業者に対して、人件費の補助を行い、従業員の確保・経営の安定化を図ることができた。	<p>産業交流センター商業施設雇用補助金事業</p> <p>【目的】</p> <p>中間貯蔵施設の整備等による影響により、従業員の確保が極めて厳しい環境にある中、双葉町産業交流センター内で商業施設を運営する事業者に対して、人件費を補助することで、経営の安定化を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>上記の目的を達成するため、双葉町産業交流センター内で商業施設を運営する事業者に対して、勤務実績・給与支払い実績に応じて、補助金を交付する。</p> <p>(補助額：500円/h、補助上限：1事業者あたり3,240千円)</p> <p>(要綱第4条第1項第六号)</p> <p>企業導入・産業活性化事業</p> <p>【完了期日】</p> <p>令和5年3月31日</p> <p>【事業費】</p> <p>6,788 千円</p>

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。）
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
中学校体育館改修事業	福島県双葉町	(予算額) 14,000 (補正後) 5,000	5,000	0	0	14,000	5,000	<p>中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、「双葉町立中学校」体育館の調査及び基本設計を予定していたが、中学校の利活用について検討していくなかで、年度内において改修とするか新築とするか判断が難しいことから、事業内容を基本設計から基本計画に切り替え、改修工事と新築工事のどちらがより効果的か判断することにより繰り越す必要が生じた。</p> <p>※事業経費（決算額）について、当該事業の予算繰越に当たり、基金から一般会計に繰り入れたことから、支出したものととする。</p>	<p>当初の目的を達成するため、「双葉町立中学校」体育館の調査及び基本設計を予定していたが、中学校の利活用について検討していくなかで、年度内において改修とするか新築とするか判断が難しいことから、事業内容を基本設計から基本計画に切り替え、改修工事と新築工事のどちらがより効果的か判断することにより繰り越す必要が生じた。</p> <p>※事業経費（決算額）について、当該事業の予算繰越に当たり、基金から一般会計に繰り入れたことから、支出したものととする。</p>	<p>中学校体育館改修事業</p> <p>【目的】</p> <p>中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、非常時の避難場所として双葉町立中学校の体育館を避難場所として整備することにより地域住民の安心・安全確保の支援を目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>上記の目的を達成するため、双葉町立中学校の体育館の被災状況を確認し、非常時の避難場所としての整備を進める。</p> <p>(要綱第4条第1項第五号)</p> <p>公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等事業</p> <p>【完了期日】</p> <p>令和5年度へ繰越（令和5年8月31日完了見込）</p> <p>【事業費】</p> <p>5,000 千円</p>